

令和元年度 第12回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和2年3月25日(水)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和2年3月25日 午後1時30分		
	閉会	令和2年3月25日 午後3時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 5名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	三尋木 重夫	○	
	3番	杉山 照枝	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	二宮 慶晃	△	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	×	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	×	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	×	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	×	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	×	
	会議録署名委員	2番	三尋木 重夫	3番
出席した事務局	事務局長、長田、中戸川			
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第12回総会会議録

令和2年3月25日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

議長 : 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、説明願います。
なお、議案第17号については私自身が利害関係者となりますので、審議終了まで退室させていただきます。

(高杉会長退席)

磯崎職務代理 : それでは事務局から説明願います。

事務局 : 1ページをお開きください。議案第17号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。対象地は、XXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。当該農地は近年規模を縮小して営農しており、そのほかは草刈り等最低限の管理のみをしている状況でした。主ににんにくや玉ねぎを栽培する計画で、期間は3年間です。6ページに従事日数等の詳細な記載があります。現況は別紙の写真のとおりです。将来遊休化してしまう恐れのある農地への利用権設定ですので、良い計画であると思われます。以上です。

磯崎職務代理 : 意見等特になければご承認いただけますでしょうか。

(異議なしの声) 全員。

磯崎職務代理 : 議案第17号については承認されました。

(高杉会長入室)

議長 : それでは引き続き、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明願います。なお、議案第18号から22号は関連案件であるため、続けて説明願います。

事務局 : 議案第18号について説明します。資料9ページをご覧ください。本件はXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXが平成29年にお茶事業の拡大のために設定した利用権を更新するものであり、22号まで同内容です。対象地は、XXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。別紙写真のとおり、適正に管理されていることを確認しました。

続いて、議案第19号について説明します。資料16ページをご覧ください。対象地は、XXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。別紙写真のとおり、適正に管理されていることを確認しました。

続いて、議案第20号について説明します。資料25ページをご覧ください。対象地は、XXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。周辺の杉や竹の枯葉が落ちるためその除去に非常に手間がかかるのとことですが、別紙の写真のとおり適正に管理されていることを確認しました。

続いて、議案第21号について説明します。資料34ページをご覧ください。対象地はXXXXXXXXXXのXXXXXX㎡です。別紙の写真のとおり適正に管理されていることを確認しました。

続いて、議案第22号について説明します。資料42ページをご覧ください。対象地

は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■㎡です。当該地はかなりの傾斜地ではありますが、別紙の写真のとおり適正に管理されていることを確認しました。以上です。

会長 : 現地確認に同席しましたが、非常によく管理されていました。どこも荒れてしまう可能性が高かった茶畑であり、継続していただけるのは非常にありがたいことです。

議長 : 特になければご承認いただけますでしょうか。
(異議なしの声) 全員。

議長 : 議案第 18 から 22 号については承認されました。
続いて、議案第 23 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 50 ページをご覧ください。対象地は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■㎡です。本件は、奥の住宅の建替えの接道要件を満たすために進入路として当該農地を転用するものです。51 ページから 55 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。この図面のとおり、現在の住宅を取り壊した後は二軒の自己住宅を建設する予定であり、そこにそれぞれ別の世帯が住むこととなります。この場合、建築基準法上進入路をそれぞれの名義で用意しなければならないため、次の議案第 24 号では当該地の隣の農地も同様の内容で転用する計画となっています。現況は別紙写真のとおりです。以上です。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 23 号については承認されました。
続いて、議案第 24 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 56 ページをご覧ください。対象地は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■㎡です。先ほど説明しましたとおり、自己住宅への進入路として転用する計画です。57 ページから 61 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。現況は別紙写真のとおりです。以上です。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 24 号については承認されました。
続いて、議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明願います。

事務局 : 資料 62 ページをご覧ください。対象地は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■㎡です。本件は、宅地造成し 3 区画に分譲する計画です。63 ページから 67 ページが申請書、登記事項証明書、位置図、公図の写し、土地利用計画図等です。現況は別紙写真のとおりです。以上です。

議長 : 意見等ありますか。なければ申請のとおり県に進達してよろしいでしょうか。
(異議なしの声) 全員

議長 : 議案第 25 号については承認されました。

4 その他

議長 : その他ということで、何かありますか。

事務局 : 特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は4月27日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(15:00)